

令和8年度京都市土木みどり事務所内自動販売機設置仕様書

建設局土木管理部土木管理課が行う各土木みどり事務所内（北部土木みどり事務所、左京土木みどり事務所）における自動販売機設置事業者（以下「営業事業者」という。）に応募される方は、この仕様書をよく読み、以下の各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

市有財産の更なる有効活用を図るとともに、道路等の維持管理業務に従事する職員の水分補給の観点から、各土木みどり事務所内に自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地、設置場所、台数、寸法上限、最低使用料

別紙1及び別紙2のとおり

(2) 営業事業者

設置場所それぞれに応募することができます。

(3) 空容器回収箱

ア 営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置してください。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないよう適切に回収し、回収した空容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、事前に各土木みどり事務所と協議のうえ、設置してください。

(4) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶、びん、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、ヨーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）を上回らない範囲で、事業者において任意に設定してください。

(5) 設置機種等

ア インドア型（缶、ビン、ペットボトル式）又はアウトドア型（缶、ビン、ペットボトル式）の飲料用自動販売機

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

センサーヤやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した自動販売機としてください。

エ 電気子メーター

営業事業者は、設置する自動販売機に対し、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(6) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り建物に負担が掛からない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、営業事業者が負担してください。

(7) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(8) 緊急連絡先の表示

営業事業者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については全て営業事業者の責任において対応してください。

(9) 維持管理

ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニュー・チェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に各土木みどり事務所と協議のうえ、事務所内での公務に支障を来すことのないよう十分に注意して行ってください。

(10) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、あらかじめ各土木みどり事務所に申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、営業事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続が終了していること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方で、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員又は会員申込手続が終了していること。

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと。

（ア）申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

（イ）申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

（ウ）申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（エ）申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し又は関与しているとき。

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申込みに当たって、下記の書類を提出してください（ただし、下記の「※自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）。

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

- 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜申込者又は応募者が法人であるとき＞

- 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 印鑑登録証明書・登記事項証明書の提出が免除される方

- 国内証券取引所上場企業
- 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの免許、許可を得て設立される法人
- その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出が免除される方

- 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 同一年度において、同一業者から複数回の申請等を受け付ける場合、2回目以降の申請等
- 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者など
- 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を提出してください。

4 募集条件等

(1) 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件（使用料を除く。4-(2)-ウ参照）を変更しないことを前提として、最長2年（令和11年3月31日まで）を限度に、引き続き使用許可を更新することができます。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は、営業事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記4-(1)に記載する使用許可の更新がなされた場合、当該更新期間中の使用料の額は次のとおりとし、納入方法は上記イによることとします。

(ア) 更新使用許可期間が1年のとき

初年度の使用料と本市の算定基準により年度ごとに算定する使用料（年額、100円未満切上げ）とを比較し、高い方の金額とします。

(イ) 更新使用許可期間が1年に満たないとき

初年度の使用料と本市の算定基準により年度ごとに算定する使用料（年額）とを比較し、高い方の金額を日割で計算して得た額（100円未満切上げ）とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は、営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ 電気料

自動販売機の運転に係る電気料は、電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の負担とします。

なお、当該電気料は、本市が発行する納入通知書により、四半期（3箇月）ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

- イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。
- ウ その他定めのない事項については、本市の指示に従ってください。

5 応募申込手続等

(1) 申込方法

ア 郵送での申込み

(ア) 申込受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで（必着）

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

建設局土木管理部土木管理課 宛て

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

普通郵便で送付された場合、土木管理課に不着のときは、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参される場合

(ア) 申込受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）まで

【午前9時から正午まで、午後1時から5時まで】※受付は平日のみ

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階

建設局土木管理部土木管理課 まで

(2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書 **様式1**

イ 販売予定品目（自動販売機用）
ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

} 様式は任意です。

(3) その他

- ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は一切行いません。
- イ 受付期間外の受付けは、一切行いません。
- ウ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。
- オ 提出された書類の返却は、一切行いません。
- カ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。
- キ 応募申込書は、京都市情報館内の土木管理課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-1-0-0.html>

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式2にその内容を記入のうえ、持参してください。

(1) 質問書受付期間（持参のみ）

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで

【午前9時から正午まで、午後1時から5時まで】※受付は平日のみ

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階

建設局土木管理部土木管理課 まで

(3) 質問に対する回答

本事業の実施に関係がないと本市が判断した質問に対してはお答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

質問収受日の翌日から起算して3営業日以内に京都市情報館内の土木管理課ホームページに掲載して回答します。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-1-0-0.html>

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には、一切応じられません。

イ 応募状況、審査等に関する問合せには、一切応じられません。

ウ 質問書の様式は、京都市情報館内の土木管理課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-1-0-0.html>

7 営業事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いの下、くじにより決定します。

(2) 決定予定日

令和8年3月2日（月）頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表

上記のとおり決定した後、各応募者へ決定された営業事業者名及び決定金額を通知します。また、京都市情報館内の土木管理課ホームページにおいて、決定された営業事業者が、法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-1-0-0.html>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかった場合

イ 応募者の記名押印がないもの

- ウ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの
- エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの
- オ 応募価格（提案使用料）及び応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの又は漏れているもの
- カ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除、挿入等があるもの
- キ 営業事業者の決定に関し、不正な行為を行った場合
- ク その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反した場合

8 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請書を提出してください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を提出してください。

(3) 標準保証書の提出

使用料が50万円以上の場合、保証人を立ていただき、運営事業者及び保証人の署名、捺印のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください。

＜保証人の資格要件＞

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

1 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。

2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求める。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付してください。

9 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかつたとき。
- (2) 営業事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなつたとき。
- (3) その他、本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めたとき。

10 その他

- (1) 4-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、営業事業者の負担とします。
- (2) 営業事業者には、自動販売機の設置後、必要に応じて毎月の販売実績の報告を求めることがあります。

(3) 営業事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。

イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな営業事業者とするか、再公募を行うことがあります。

(参考)

○ 施設別販売実績（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

施設名称	設置場所	販売実績
北部土木みどり 事務所	事務所2階 廊下	2,047本
左京土木みどり 事務所	事務所1階 通用口付近	1,931本

※ 販売実績は、缶、びん、ペットボトル等全ての販売本数合計です。

容器の形状別、販売単価別の販売本数実績は公表しません。

【問合せ先】

建設局土木管理部土木管理課（担当：岡田、水田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：(075) 222-3568

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-1-0-0.html>

設置番号	施設名称	所在地	設置場所	設置台数	1台当たりの上限寸法 (単位: mm)	空き容器の回収箱		最低使用料 (税込み)
						個数	寸法 (単位: mm)	
1	北部土木みどり事務所	京都市北区大宮東脇台町8	事務所2階廊下	1台	W1200×D800×H1900	2	W240×D330×H500 W320×D400×H750	16,500円
2	左京土木みどり事務所	京都市左京区高野竹屋町4	事務所1階通用口付近	1台	W1200×D800×H1900	2	W350×D450×H750 W350×D450×H750	11,400円

※ 具体的な設置位置は、別紙2を参照してください。

※ 最低使用料の算出に当たっては、空容器の回収箱の設置場所についても数量に含みます。

※ 使用電力計測用の子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さであり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めます。

所在地及び自動販売機設置位置

設置番号 1 (2階廊下)



設置番号2 (1階通用口付近)

